

1. 屋良朝苗日誌について

屋良朝苗日誌（以下「日誌」という。）とは、米国統治時代の琉球政府で初の公選主席、本土復帰後の沖縄県で初代の沖縄県知事を務めた屋良朝苗氏が、1953 年（昭和 28）1 月から 1985 年（昭和 60）10 月までの三十年余りにわたって書きつづった 125 冊の日記とメモ帖類である。

日誌の原本は屋良氏の遺族により読谷村に寄贈され、沖縄県公文書館は原本から複製を作成して所蔵している。

2. 日誌の公開及び翻刻の利用について

（ア）日誌の公開について

沖縄県公文書館では、手書きの文章を読みやすくするために、ワープロによる翻刻作業を進めている。本翻刻はその成果の一部である。

日誌は、沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例第 11 条の規定により、個人の秘密の保持その他合理的な理由により利用に供することが適当でないと判断される情報については黒塗り処理を行っている。

（イ）翻刻の利用について

日誌の一部を出版物等に掲載しようとする者は、沖縄県公文書館管理規則第 9 条（出版物等への掲載）の規定により、あらかじめ「出版物等掲載許可申請書」を沖縄県公文書館指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

翻刻に誤りが見つかった場合には、都度、改訂するものとする。その際には改訂箇所および改訂日が分かるようにする。

3. 凡例

（ア）文体・語句・送り仮名について

- 語句は基本的に原文のまま表記した。
- 誤りと思われる語句は後ろに「ママ」と付した。
- 当て字は原則そのまま表記したが、分かりにくい場合には、[] で正しい漢字を補足した。

（例）渡屋 [都屋]

- 判読できない文字は、文字ごとに■で表記した。何文字かが不明な場合は、■■● [■■■?] のように表記した。
- 語句を補足したほうが意味が分かりやすい場合には、[] で補足した。

（例）〔昭和〕43 年

- 送り仮名は、意味が通る場合には訂正せずにそのまま表記した。
- 脱字がある場合には、〔 〕で補足した。

（イ）句読点について

- 句読点は書かれている通りに表記した。

（ウ）漢字の表記について

- 旧漢字はそのまま表記した。
- 略漢字は正しい漢字に直した。

（エ）書き損じ・見せ消しについて

- 屋良氏により書き損じが訂正されている場合には、訂正後の語句を表記した。
- 屋良氏による見せ消しは、そのまま残した。

（オ）改頁・改行・スペースについて

- 原本において日記の文章が次頁まで続いている場合は、翻刻においては改頁せずにそのまま続けた。
- 翻刻における改行は基本的に段落の前後のみとし、日誌原本にある改行とは必ずしも一致していない。
- 屋良氏自身が空けた文中のスペースはそのままとした。
- 段落の初めは一字空けた。

2019 年 3 月 31 日

屋良朝苗日誌 98 翻刻版

編集：沖縄県公文書館指定管理者公益財団法人沖縄県文化振興会

10、7 記

◎沖縄の返還要求が今進められている交渉につらぬかれる方向に動いているかどうかの判断を明らかにしていない。その事実認識を明らかにせず訪米に反対しないとは主席は論理の飛躍があるとの評

①現在進められている交渉で私が責任者に質して知り得たことは核抜き本土並みを強く要求するということ。核抜きは文字通り核の撤去であるがしかし B 5 2 の撤去については核との関係でどう取扱われるかは不明（B 5 2 は兵器運搬兵器と考えていると云う事だから。）

②本土なみの解釈は本土の基地と同様に安保を適用しそのわく内での本土基地と同等の取扱いをすると云う事の様だ 沖縄の基地の取扱いに本土と異なる特別の取扱い 特別の条件をつけないと云う。

③本土なみ基地についてはこの表面上の本土並みの外には基地の内容上の面即ち基地の機能、基地の広さ、基地の規模、基地の密度等については何の考慮も拂われない様だ

したがってその基地の被害、公害等をはじめ 対、社会、経済的影響等についての実質的本土なみについては元より何の配慮はない

この事はわれわれには重大の関心があり、不安があり疑惑がある これを考えずには真の本土並みという事の本質的意義が失われるからである

④しかもベトナム戦にからみ B 5 2 の取扱い 事前協議の強力的運営等の思わくからあるいは基地の活用が現状維持になる恐れがある。[※翻刻者注：2 頁後につづく。]

社大党の沖縄施政権返還折衝 [※翻刻者注：見出しのみ。]

[※翻刻者注：2 頁前からのつづき]

その様なことが疑惑が「ママ」もたれるにかかわらず訪米は反対しない、とにかく最後まで県民の要求をつきつけて折衝をしてもらう外はない

⑤何故かと云うと私は基地と施政権は施政権返還を優先して考えるからである。施政権はかえっても基地そのものは決して容認する立場をとらない

施政権返還する事によって施政権をアメリカに委せた為に生じた基地の処理をしていく以外に道はない

この際 基地容認しないと云う態度と姿勢は一段と強化確立すべきである。

⑥佐藤訪米阻止、反対によって沖縄の施政権返還は早急の実現をどの様にすすめるかとの対策が打ち出されない限り簡単に阻止反対の態度は取り得ない

⑦基地と施政権の返還については別のメモ参考の事

屋良所見

基地と施政権の関係

1、米国は実際はアジアにおける軍事基地の要として沖縄を確保したい為に施政権を堅持しているのである、だから基地撤去しさえすれば施政権は自ら返還されるのである。したがって本質的には基地の撤去を優先して考えるべきであろう。基地は反戦平和につながりまた基地の撤去は佐藤政権打倒にもつながるから復帰について基地を優先して考えるとそれは階級的闘争になる

2、しかしきびしい現実を考えたとき本土にさえ基地が未だ存在している以上沖縄基地が直ちに撤去が実現するとは思われない。それで施政権返還が本質的考えで実現が困るのであるとすればどうすべきか。

そこで形式的に沖縄基地の成り立ちを考えた時 平和条約三条で米国が施政権を握った。そこから勝手気ままに基地をつくり出したと云う順序になる

とするとその形式的過程をとらえて基地の根をなす施政権を先ず回復させ 主権を日本に帰しそれを■点として、それが生み出した基地を解決させていく様にする外はないと考える。この様に沖縄の施政権返還を考えていくと、これは民族問題ととらえられる。だから基地、施政権を本質的に追及していくと基地撤去を優先する考え方、階級的考え方になり、形式的に追及していくと民族的な考えになるのではないかと思う。しかし何れにしても基地撤去、施政権の完全返還は同じく先程の目標となる

3、そこで現実問題として復帰が具体的、具体的「ママ」に動いている段階に於ていかにあるべきか

それは基地撤去が直ちに具体化、現実化しないとなればこの基地の出来た形式的過程に立ち帰って先ず基地を■んで施政権を先ず返還してもらい、その地位に立脚して基地を整理していく方法をとる以外に道はないと思う。これからすると施政権返還を優先すると考えてよい。

4、しかし復帰しさえすれば基地の態様はどうあってもかまわないとは云わない。本土と比較して差別のつけられているあらゆる条件、形式的条件、実質的条件を復帰と共に取り除かれねばならないと思う。本土にしても米国にしてもそれぞれの考えはあろう。しかし沖縄側に立てばあくまでも沖縄に特別しわよせされたまま置かれる事は納得出来ない

本土並ならば形式的にも制度的にも実質的にも同等同質の態様にせよと

いいたい 少く共 [ママ] その方向性を施政権返還の時点においても明らかにしておいてもらいたい

- 5、そこでこの際沖縄基地の内容を点検してその内容を明らかにしておく必要はないか。

安保と施政権返還

- 1、沖縄基地は安保の要めだと云われている。（自民党側の考え方）だから安保を破棄すれば自然に沖縄基地は要らなくなる
- 2、アメリカが沖縄に固執しているのはこの基地を必要としている為であるところこの基地が不要になれば沖縄の施政権を掌握している必要はなく自然に施政権は返還されるであろう
- 3、この様な考え方のシステムからすると安保破棄、基地撤去、施政権返還は一連の関係がある。
- 4、しかしきびしい現実を目を向けた時に安保破棄 したがって基地撤去はアジアの情勢が変り 日本の政権が交代する時でなければ実現は不能であるわれわれはこのきびしい現実を無視する事は出来ない
- 5、本質的には安保 — 基地 — 復帰は重大の関係はあるが この関係を追究して行って復帰の実現が出来ぬならばこの本質的の考え方にのみとらわれず、これらの関係を形式的関係におきかえてこれらの諸問題を解決していく外はないと思う。即ち復帰→基地→安保の順にいく。これは先ず形式的には 行政権→米国→基地→安保に利用されたと考え、先ず施政権を返還を優先して考え 形式的に生じてきたことがらをそれに足場をおいて解決せしめていくという立場である

4につき [ママ] 加える事

基地の撤去、安保の破棄は自民党政権が考えをかえるか、社会党内閣が出来るか何れかの時でなければ不可能である しかし何れの場合 今の所見通しはたたない

69. 10. 16 フィアリー民政官

I、外資導入の件、改善してもらいたい。

161号、布令11号、相違点、改善すべき点検討し 積極的に誘致する様に要望する、そして誘致を緩和する様 示唆あり

民政府と琉球政府との意見の喰い違いがある

民政府としては沖縄の立場を考え乍ら沖縄の経済的发展をもたらす様な外資の導入を望む

- ①沖縄は開発途上にある。日本、開発された地域である。自ら相違がある

本土と沖縄の経済開発の差を指摘し 本土にそのまゝ準ずる外資導入であってはならない。

沖縄は資源開発の為に資金的にも技術的には外からの大きな協力が必要である。

②沖縄の四つの成功した産業

砂糖、パイン・・・ハワイの協力

ビール、セメント アメリカの協力

③石油も外資導入許可しているが ガルフの石油工業を見てくれと。

石油事業を除いて外資は 2、000 万弗位である

本来ならもっと多額であるべきである。

外資導入の外 琉銀、沖縄銀行からロンドン銀行へ預金 1、000 万弗理由 沖縄に之丈の資金の開発需要がないから。

琉球開発金融公社にも 1、000 万弗以上ねむっている。

2000 万以上の資金が沖縄にある。それに外資が加われば 沖縄の経済開発 発展 雇用の拡大等に役立ち、沖縄経済を自主的なものにもっていき得る

(イ) 改正点

151 号は全般的に積極的に外資を奨励する様にし抑制すべきではない。

(ロ) 租税面を緩和し喜んで外資を投入する様にする事

シンガポール、マレー、朝鮮等、その為に外資導入が盛に行われ繁栄をもたらしている（？朝鮮は国民所得 200 弗だとの事だが）

(ハ) 151 号は外資に対する説明不足の為 外資導入する意志決定するにあいまいならしめるところあり

(ニ) 151 号は罰則規定が多い

その為に外資導入者に恐怖心を起させ、意欲を抑圧している

民政府、琉球政府、合同外資導入審議会は改正の方向に検討してもらいたい。民政府は協力を惜しまぬ。（布令 11 号比較して）

そうすれば布令 11 号は廃止の方向に 151 号は生きてくる様に望む。

アメリカが復帰以前に外資を導入し有利画策をしているとの憶測があるがそれは当らない

沖縄の経済発展の為になる様な方向にと考えている

(ホ) 事実上はアメリカの投資額は日本の投資額より多い 日本では本土に労働力を迎え入れる為の投資であり（？）アメリカの投資は沖縄に労働力を吸収する為である（？）

沖縄にある、米、英、オーストラリア外資は沖縄人を訓練、将来は支

店長、や管理者に起用する、したがって外資会社は外人就労者は僅少である。

	外人
ホームーストミルク会社	2
パイプKK	2
オキナワプラスウット	3
ノースウエスト	1
バヤリース（飲料）	3

- (ヘ) マネージャーとしてみんな沖縄人起用
復帰以前に沖縄に外資導入は盛にする方がよい
日本の様な先進国としての外資法と米開発の外資法と差はあってもよい
- (ト) 外資は雇用を拡大し税収をもたらす、ガルフ石油貯蔵所に宮城島は反対し平安座にかわったが平安座は喜んでいる

II、公共施設の設備の維持管理について

- ①民政府の職員や民政府の感ずるところでは道路、橋梁施設機械予定より
いたみ過ぎている

公共物の維持管理を良好にやる事は長い目で見たら得である 経済的
である。節約をもたらす

また行き届いた維持管理は安全性をもたらしその外 外見上 見えも良
し、それも大事

例えば建物のペンキ、を良くし道路の凹凸やゴミをなくする事等 みっ
とも無い所を良くする努力必要

この様な問題の解決にはその意気込みが必要であるし資金や人員が必要
である。

次に

- (イ) 政府の公共物に対する修繕、維持 改築
(ロ) 都市地区で塵埃 燃焼禁止、
(ハ) 全沖縄清掃運動 これを政府が提唱したらよい さらに全沖
縄の美化運動・等も。
(ニ) 都市の美化清掃、に力を入れる等アメリカでは美化、清掃 環
境浄化には特に力を入れている

III 米国管理の土地財産侵害の件

管理課の話に依ると財産管理しているもので侵害されているのもの

15、000 件に及んでいる

琉球政府と話し合い 喰いとめたい。現在は注意はしているか知らないが効果があがっていない 侵害が減らない。

中には人身に影響のないものもあるが一面人身犠牲の心配のある case もある

例、那覇 — 嘉手納石油輸送管

30 feet に建物を建てる事は出来ない事になっているがこれをおかしている。

埋められた管の上に家を建てる。

送油管の近くに燃え易いものがおかれている 人命にも影響する

沖縄にアメリカが作った道路幹線にも侵害が行われている

主要幹線道路の排水路が [ママ] 家を建てたりして機能を邪魔し道をこわしたりしている。

◎農作物に関連する侵害

アメリカ四軍合同弾薬処理場の中には入って [ママ] 来て 農作物をつくる 訓練に影響し使用出来ぬ事がある

軍側としては土地問題が非常に微妙であるので処罰もしないし琉球政府にも罰する手続きもしない 両政府 行政上の手続きによってこれを防ぐ

琉球政府が住民に対する接点になってもらいたい そして侵害ケースを除去したい

主席の盡力により広報による活動を要請する

人身障害の心配もあるので出来る丈 早く除去したい 新しい問題が起らぬ様にしたい 協力してもらいたい

屋良

①琉球政府は国有地 県有地の管理権を移管せよと望んでいる

②油送管を撤去せよ っている

③侵害の事例を示せ、

④黙認耕作地については賃貸料丈で生活保障されていない憾みあり、それとも関係があり止むを得ないものがある

◎指摘の点感謝

解決困なん

軍と民 生活が密着すぎている

基地については十一面考えてもらいたい

基地は安全保障の為必要

アメリカのみの協力無理

ヤラ

◎基地優先政策に対する強い反撥あり、これを理解しつつやるべき、
自由世界の安全の為 沖縄の基地は必要

◎この様な事は沖縄としては同意不能

民政官

デリケートの事 指摘感謝

実質的の問題について考慮しよう。

屋良

この様な心配なくする為に国県有地管理移管要求 危険物除去要求
この事は民政府 法ム局 マクニーリー中佐が関与している。

10.22 鯨岡副長官との懇談

パイロット訓練所の件 私から経過報告する それに対して

副長官

- 1、この件ははじめ小耳にはさんだというところだった
ところで沖縄の経済調査団からよい考は浮ばないという、その様な時に
副長官としては経済面は重視しなければならない
然らばその為の産業は何か、その矢先パイロット訓練所の件を耳には
さみ経済的の面から取りついた これには屋良政権はとびつくと思った
ところが駄目になってがつくりした
- 2、問題になっている基地あるいは自衛隊共有共用については心配はないと
する私の意見に同意見
公害 — 若干の程度我慢しなければ。
生活保障 — これは問題はないと思う
経済問題の外 — 目に見えないよい点がある
日航としては — 鹿児島あたりにあればと思っているが地面はあっても
空がない
下地島はやはり一番条件がよいので主席としては自分の表明とは別に話
を進めてよい
時期は早い方がよい、成るべく早く、そうすれば調査費を組み込んでお
く等の方法もある
沖縄の問題は高度の政治性 より沖縄の現実はどうすればよいかを最早
考える必要があるのではないか
沖縄の問題については日本国民の国民性からカツカツ論議はするが復帰

と決れば潮をひいた様に冷たんになる恐れもある。

琉大 ― 海洋専門学校等も考えては

宮古 ― 航空大学の設置

10. 24 B52、水爆を積んでのパトロールとのニュース [ニュース] について

- ①われわれはB52 戦略爆げき機 それ自体の沖縄駐留、沖縄よりの発進に不安をもち危険を感じ これが撤去を要求し続けている
- ②況してやニュース [ニュース] の通り水爆を積んで朝鮮、台湾海峡をパトロールしているとすればこんな恐ろしい危険な事はない
そして何でその様なパトロールをしているか分らない この様なことはアジアの緊張を刺戟するばかりである
- ③その様な事は即時中止するより [ママ] 要求する
その上にB52 の駐留に反対し駐留に反対する [ママ]
- ④水爆を積んでいるとすれば水爆という恐ろしい核兵器が沖縄にある事を明らかにした様なものだ。
いよいよ核兵器の撤去も強く要求しなければならない。
- ⑤この真否を質す為に民政官に会う

10. 24 民政官

B52 の水爆積載パトロールについての真相

県民の不安が大きいのので真想を質す

- ①この事件については記者が想像したのではないか 個人的にはこれ以上 comment は出来ない
これは信用ある情報ではない。ニュース [ニュース] 源の相手は誰であるか分らない
権威ある証拠があるわけでもない 本件についてはこれ以上つけ加える事はない
主席としてはこれは想像記事であるので心配は要らないと云う態度をとってくれと云う
しかし確証がないのでそれは出来ないと云う
- ②B52 の撤去
水爆積載パトロール即時中止
核兵器の撤去

} 要求

アジアの緊張しげき

③そうでないかという記事

事実反する — 不安をなくするように。

いつかはそうではなかったと云う確証が出てくると思う

新聞購読者自身 経験に依って正否の区別をつけていくだろう

④しかし事実反すると云う確証がない

したがって記者の想像と云う事も云えない

高等ベトナム官や民政官、責任者が真相を発表してもらう外はない

◎その発表出来る情報は得ていない

10. 25 民政官

1、最初に話は秘密を守る事。

午前ワシントンから電報がきた

この事を主席に伝えてくれとの事

B 5 2 について共同通信の主張は何ら根拠がない。真実ではない

今話した事 一般には話せない

2、核兵器の存在については一切の事は肯定も否定も出来ない

それは長い間のアメリカの国策である。

また戦略軍の作戦行動については一切発表は出来ない国策がある。

この様な政策は無益の疑惑を招く事となるが発表は出来ない しかしそ

の様な政策を取らざるを得ない これが今の所 最も良策と思っている

核兵器についてはいかなる地域の存在についても明らかに出来ぬ これは

は敵に乘じられない為である

こんなにしておけば県民に不安、不満を与えるが米国としては手の施し
様がない。

肯定も否定も出来なければ県民の不安 これによって起る情勢について
は主席としても手の施し様がない

報道の自由 — ■■憶測は世論をまどわす

その為に B 5 2 撤去の要求はもえ上る

10. 27 高等ベトナム官

1、B 5 2 の水爆搭載パトロールについての真相

2、毒ガス兵器の撤去経過について

3、弁務官資金について

1、 弁務官

①民政官からの非公報の件は公表すべきではない事

自分等は米国の公僕として政府の方針にしたがう外はない

「ニウス [ニュース] は事実ではない」

特別兵器については否定も肯定も出来ない、運営上の事についても権限はない 事実でない事を理解の上に皆の不安をなくする様努力乞う

◎事実が云えねば不安解消を説得する方法なし

弁務官

主席の気持はよく分る 困んなな立場もよく分る 民政官も弁務官も公僕として国に責任がある 今云う事が最大限の表明である 之以上の事は云えないのは残念である。

主席の立場をよくする為に申しあげる

防衛庁の見解＝日本政フの声明は人心を冷静ならしめるのに効果があるから参考にしてもらいたい。

日米、沖 報道の自由がある その為にこう云う事があらわれている この種 [の] 憶測記事は米国では茶飯事である 読者が米国では理解している

主席が同僚や団体等に弁務官は住民の福祉を願い自分に与えられた使命を忘れた事はない

仕事をしている時もこれを指導理念としてやっている事を伝えてもらいたい

2、再び嘉手納の不安と怒りを訴え再考を促す

弁務官

私は主席と話す時 之を必ずワシントン [の] 上司に報告

私が或記者はニウス [ニュース] は真ちがいないと云っていると云う事に対し 弁務官は記者とベナム官や民政官と信ぴょう性は何れにあると思うかと云っていた。

B 5 2 の撤去要求

話の内容はワシントンの上司に伝える事を約束する

本土政府に私から要請すると云う事についても感謝すると云っていた

ワシントンからのコメントは得られるかと云う事について ワシントンからのこれ以上の声明は出るとは思わない 今日の話の程度が最大限

3、佐藤総理訪米の時 この問題について話す事は関知して居らぬ

4、嘉手納、金武保養院の爆音から村民や患者を開放せよ

嘉手納の爆音については専門家に聞いた めいわくかけない様に努力している エンジン調製機を遠い所にもっていった 莫大の資金を要した 今後もその努力を続ける

5、大衆の怒り爆発するを恐れる

耳に入れてくれて感謝

団体等の自制心によっておんけんに行動する様に指導してくれ

日米首脳の会談前でもある おんけん、理性的に処理される事

日米両国の納得のいく解決を望み期待する

共同の報道は事実ではない 公表は出来ない

II 毒ガス兵器の処理経過について質す。

この件 ワシントンで撤去準備〔備〕計画がもたれている この件について住民不安の要なし 高度の専門技術者のみで取扱っているので慎重に手落がない

III 弁務官資金の使用について

この資金は

市町村の要望→政府に提出→政府からベトナム官へ

琉球政府の要求を聞く事が必要であるが現在はどうか分らない

アメリカ議会で決めてある事以外の事を案出する事は許されない

使用方法を議会に新たに要請する事は復帰が近いように見えるので困なん

従来僻地の施設、電気、水道等都会地とのバランスを取る為に使われている

主席 一般資金に入れてもその方面に使用されると思う

宮城氏とクレーマー氏と今度この問題について適切に使用出来る様に話し合いをもってもらいたい

弁務官

最近法を無視した行為が学生間に見られる この傾向はU S Aにもある

自分の思っている事を云う権利は誰にもある。しかしそれは平和的に為さるべきである 法に適ったデモは権利であるからその気持〔ち〕で見守っている

最近の傾向は開南交番事件 日本政府事件 琉大内、第二嘉手納侵入〔侵入〕事件 一連の事件は重大関心事で明らかに法を無視した行為。

悪い傾向があらわれている。

民主的の〔ママ〕方法で若い者にすすめてもらいたい。主席は尊敬されているから。

警察も辛抱強く自制心を以てやっている 10.31、11.13、17日 心

配になる日

影響力を活用し法の秩序を守る様にしてもらいたい

10. 29 民政官

赤羽調査団の調査報告書と琉球政府への勧告を主席に手交する為

11. 1 参考メモ

佐藤 — ジョンソン会談

- 1、沖縄問題は極東の安全保障問題と不可分の形で取りあげられている
- 2、日米安全保障条約の堅持が日米両国の基本政策
- 3、日本の独立と平和確保、今日の経済繁栄と民政の安定、向上をもたらす福祉国家建設を実現する基盤をきずいた
また将来の日本の安全と繁栄の為にも。
安保体制堅持を必要ととく。
- 4、社会党、1970 — 外交手続により安保破棄
- 5、安保体制は米ソ冷戦時代の産物である
米ソ関係は冷戦→平和共存へ移行
再検討時期
- 6 { ベトナム戦争終結後のアジア情勢の変化
米中関係打開へのアプローチ
予想される変化に対応できる柔軟な姿勢
- 7、日本の平和と繁栄→安保→沖縄の立場

← ←
- 7 [ママ]、平和の評価

{

日米安保に依る一定の抑止効果

憲法 9 条を支えた国民の平和意志

非介入、非挑発を建前としてきた外交姿勢

去る大戦の悲劇の体験反省

}

重
な
り
合
っ
た
保
障
- 8、極東の範囲
地理的には漠然とした抽象的概念
大体に於てフィリッピン以北ならび日本及びその周辺の地域、韓国
中華民国の支配下にある地域も含まれる

9、アメリカ — 沖縄で全面的施政権行使

核兵器の配備を含む軍事基地の自由使用—続けて来た根拠 対日平和条約 3 条であり 日米安保条約とは別建ての形

しかし アメリカの極東戦略 — 軍事的観点から安保と米軍基地は密接の関係

10、我国の防衛＝核を含むアメリカの抑止力に依存

┌ その代償 極東戦略に直結する米軍の駐留と基地の
└ 利用 日米の利益と義ムのバランス
└─これが日米安保の背景

11、沖縄を日米安保の一環ととらえる場合

利益と義ムのバランスからすると米側の

受けている利益大 — 米国の必要＝極東の平和と安全

無制限に基地を置き }
自由使用権行使 }